

2026 年度
2次募集



がんばる皆さんを
応援します！

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金のご案内

この補助金は、市内の中小企業・小規模企業者に対し、経費の一部を補助するものです。

受付
期間

令和8年8月3日（月）～令和8年12月28日（月）

※平日8時30分から17時15分まで

※予算がなくなり次第終了します。

対象者

さぬき市内の中小企業者及び小規模企業者

区分

①特産品開発・改良 ②デザイン等活用 ③知的財産権取得 ④展示会・
商談会出展 ⑤IT等活用 ⑥自社PRツール作成 ⑦創業 ⑧新規事業
広告宣伝 ⑨人材育成 ⑩経営革新 ⑪新紙幣対応

補助率
等

補助対象経費合計額の **2/3**

※各区分により上限額が異なりますので、裏面をご参照ください。

申請
方法

商工観光課（本庁舎2階）まで郵送または持参

必要
書類

申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードいただくか、商工観光課
でも入手いただけます。

詳しくは、  さぬき市 振興支援事業補助金 **検索** でご確認ください。



★ホームページ URL

<https://www.city.sanuki.lg.jp/sangyojigyosha/kigyoshinko/chushokigyotoshien>

■お問い合わせ・提出先■

さぬき市建設経済部商工観光課（〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8）

（TEL）087-894-1114 （E-mail）syokokanko@city.sanuki.lg.jp

補助対象事業一覧



交付決定後～令和9年1月31日までに実施した事業が対象（発注・契約～支払完了）

補助対象事業			補助対象経費	補助 限度額
No.	区分	内容		
1	特産品開発・改良	県内又は市内の地域資源を活用した特産品の新規開発、既存商品の改良など	専門家謝金、出張旅費、試作品作成に係る原材料費、機械装置リース料、委託費、印刷製本費、マーケティング調査費、広告宣伝費など	30万円
2	デザイン等活用	デザインの開発・改良等による、商品力向上、自社ブランドの構築など	専門家謝金、出張旅費、委託費、印刷製本費など	20万円
3	知的財産権取得	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に係る出願など	出願に要する経費	10万円
4	展示会・商談会出展	販路開拓を目的とした市外で開催される展示会・商談会への出展(販売が主目的のものを除く。)	出展経費、出張旅費、運搬費など	県内 5万円 県外(国外) 15万円
5	IT等活用	自社ホームページ等の作成又は変更、インターネットショップへの出店、開設、キャッシュレス決済端末の導入など	委託費、作成ソフト・マニュアル購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、インターネットショップ入会金など	20万円
6	自社PRツール作成	自社PRを目的とした会社案内、カタログ、パンフレット、看板、動画等の作成など(一時的又は簡易的なものを除く。)	PRツール作成に要するデザイン・動画制作委託費、印刷製本費など	10万円
7	創業	創業後1年以内における販路開拓に要する広告宣伝	広告宣伝費、出張旅費など	30万円
8	新規事業広告宣伝	新製品等のPR、新規事業に係る販路開拓に要する広告宣伝など(販売・事業開始後3年以内のものに限る。)	広告宣伝費、出張旅費など	20万円
9	人材育成	業務に関連する研修受講、資格新規取得など(普通自動車運転免許又は資格の更新を除く。)	受講料、講師謝金、受験料、出張旅費など	15万円
10	経営革新	経営革新に必要と認められる専門家の招へい、事業承継、SDGsに係る取組、6次産業化の取組、DX推進、BCPの策定、働き方改革に係る取組など(専門家の支援を受けて行う事業に限る。)	専門家謝金、研究経費（試作品製作に係る原材料費、機械装置リース料を含む。）、ソフトウェア購入費、委託費、出張旅費など	30万円
11	新紙幣対応	無人で金銭を収受する機器（自動券売機等）の改修又は更新	新紙幣の発行に伴い、現在事業の用に供している既存の自動券売機、現金収受機、つり銭機などの無人で金銭を収受する機器の改修又は更新に要する経費（金銭種別や真贋判定を行うユニットの交換等）	10万円

※補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）は、補助対象外となります。

※補助対象経費合計額に補助率を乗じた額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1事業者につき利用可能な補助メニューは、年度内1回限りです。